

三好市浄化槽市町村整備推進事業（P F I 事業） モニタリング結果（令和元年度） 報告書（概要版）

令和3年3月

1. モニタリング（業務監視）の重要性と目的

三好市浄化槽市町村整備推進事業（以下「本事業」という。）は、平成27年4月1日より、株式会社三好浄化槽ネットワーク（以下「S P C¹」という。）との官民パートナーシップのもと、P F I 事業として実施されており、事業計画期間の16年間のうち、今年度が6年目を迎えたところである。

市が、事業者募集の際に示した「事業者募集要項」等に基づき、事業期間中、S P Cが提供する公共サービスの水準について、市の「業務要求水準」及び応募者の提案内容等が適正に実施されているかどうかを市がモニタリング（業務監視）を実施する必要がある。

モニタリングは、一般的に、事業期間中において、施設や設備の不具合やS P Cの財務状況の悪化等の事態が発生する恐れがあることから、このような事態を未然に防止し、サービスの質を維持しながら、不具合が発生したときに適切な措置をとるために重要となる。

したがって、モニタリングの実施により、適切かつ継続的に公共サービスの水準・価値が維持されることで、生活排水の適正な処理や流域の水質改善はもちろんのこと、地域経済や住民の生活の質を高めることにもつながっていく効果が期待される。

2. モニタリングの方法と基準

本事業におけるモニタリングの具体的な方法は、関係図書である「事業者募集要項」、「業務要求水準」、「提案書」及び「三好市浄化槽市町村整備推進事業P F I 事業契約書」（以下「事業契約書」という。）に定めるサービス水準を確保するため、市とS P Cとの「事業契約書」とは別に、モニタリングの内容について双方の合意の上で締結した「サービス基準合意書（S L A²）」に基づき、評価・運用を行うこととしている。

評価の結果、S P Cが提供するサービス水準が関係図書に定める市の「業務要求水準」を満たしていないと認められた場合には、市は、S P Cに対して業務改善要求を行うことができ、事業者は速やかに対応することとされている。

また、適切にモニタリングが実施されることで、継続的に事業の評価が行われ、速やかに修復・改善がなされ、事業が長期的に高いレベルで実施・推進されていくことが期待される。

¹ プロジェクトを遂行するP F I 事業会社（特別目的会社：S P C=SPECIAL PURPOSE COMPANY）をいう。

² サービスを提供する側とその利用者の間に結ばれるサービスのレベル（定義、範囲、内容、達成目標等）に関する合意書（S L A=Service Level Agreement）をいう。

3. 令和元年度事業の実施状況に関する調査及び評価

(1) 浄化槽設置業務

① 浄化槽設置基数

令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に設置された浄化槽基数は102基で、PFI事業開始後(平成27年度以降)の総設置基数(累計)は、511基となった。

なお、令和元年度の目標設置基数である240基に対しては、42.50%の達成率となる。当初計画では、PFI事業を市内全域に広げることで、単独処理浄化槽からの転換がより加速するものと思われたが、既存単独処理浄化槽の維持管理費が安価であることやPFI事業や市町村設置型整備事業に関する周知不足等から転換へのメリットを感じない方が依然多いため、予想に反して転換が進まず、設置基数は、目標を下回る結果となった。

「事業契約書」第28条の規定により、設置業務については、「ペナルティ」の対象となった。また、令和元年度における人槽別の浄化槽設置基数は、表1のとおり。

表1_人槽別浄化槽設置基数(令和元年度)

浄化槽の規模	設置基数(基)
5人槽	66
6から7人槽	23
8から10人槽	3
11人から15人槽	2
16人から20人槽	3
21人槽から25人槽	1
26人槽から30人槽	1
31人槽から40人槽	1
41人槽から50人槽	2
合計	102

② 単独処理浄化槽転換割合

令和元年度に設置された合併処理浄化槽のうち、単独から合併への転換された割合は、20.59%(21基/102基)の実績であった。

令和元年度における単独転換状況は、表2のとおり。

単独転換割合については、「事業契約書」第28条に定める基準の「10%以上30%以下」に該当するため、「基準通り」(インセンティブ及びペナルティの対象外)となった。

表2_令和元年度 単独処理浄化槽転換状況

区分	転換基数・割合
設置基数	21基 ※
目標設置基数	72基
単独転換割合	20.59%

※転換補助対象のみ

(2) 維持管理業務

① 維持管理基数

維持管理基数は、令和元年度以前（平成 16 年度～平成 30 年度）に市町村設置型整備事業で設置され、維持管理が行われている浄化槽 878 基と、令和元年度中に維持管理が開始された浄化槽 98 基をあわせた 976 基となっている。

なお、市町村設置型事業の累計設置基数は 1,073 基であるが、設置後に休止状態となった浄化槽等を除き、令和 2 年 2 月末までに使用を開始し、管理対象となっている浄化槽は 976 基である。令和元年度末の維持管理基数は表 3 のとおり。

表 3_令和元年度 維持管理基数

区 分	維持管理対象基数
平成27年度以前設置	562基
平成27～30年度間設置	409基
設置後に休止等の状態	△93基
令和元年度新規管理対象	98基
維持管理基数（累計）	976基

② 事業実施計画との比較

S P C から提出されている「維持管理業務計画書」（平成 31 年 4 月提出）における予定維持管理基数と実績維持管理基数の比較は、表 4 のとおり。

予定維持管理基数 1,118 基に対して、実績維持管理基数は 976 基となっており、計画値の 87.30%の達成率となる。これは、浄化槽設置基数（実績）が 5 年連続で計画設置基数を下回ったことが原因である。また、新築家屋等で浄化槽は設置されたものの、使用開始が次年度にずれこんでいる浄化槽もあり、目標達成には至っていない。

表 4_ S P C 事業実施計画との比較（維持管理基数）

	令和元年度
予定維持管理基数	1,118基
実績維持管理基数	976基

③ 法定検査の結果

令和元年度における法定検査（11 条及び 7 条に基づく定期検査）の結果は、表 5 のとおり。

表 5_令和元年度 法定検査の結果

	基数	適正	概ね適正	不適正
11条検査	856	747 (87.27%)	98 (11.45%)	11 (1.29%)
7条検査	96	69 (71.88%)	24 (25.00%)	3 (3.13%)
合計	953	816 (85.63%)	122 (12.80%)	14 (1.47%)

わずかに「不適正」が見受けられるものの、維持管理状態は、「適正」及び「概ね適正」が全体の 98.43%を占め、検査状況は良好である。なお、維持管理業務の数値目標の達成率については、「事業契約書」第 34 条の規定により、令和元年度はインセンティブの対象となった。

(3) 浄化槽使用料徴収業務

令和元年度における浄化槽使用料収納状況は、表6のとおり。

表6_令和元年度 浄化槽使用料収納状況

区 分	令和元年度
収納率	99.75%
所定収納率	98.26%*

※注：収納率は、徴収額を令和元年度の調定額で除した割合。

使用料の収納状況については、「事業契約書」第41条の規定により、令和元年度は、所定収納率を超える実績となったため、インセンティブの対象となった

4. モニタリングの審査項目及び内容

(1) 業務要求水準書及び事業者提案書との比較調査

調査の方法は、事業初年度に市とSPCが協議・合意のうえ取り決めた審査項目に基づき、今回は、令和元年度の実施状況からSPCが業務要求水準書及び事業者提案書に対するセルフチェック（自己評価）を行った結果より、市が未実施・未達成項目を審査項目として抽出した。

次に市が未実施・未達成項目を中心にモニタリングを行い、「令和元年度モニタリング結果(案)」としてまとめた。

令和3年1月19日に三好市保健センターで開催された「令和2年度第1回三好市浄化槽市町村整備推進事業PFI事業モニタリング委員会（以下「モニタリング委員会」という。）」において、調査結果の報告を行い、各委員より意見を伺った。

令和元年度における、業務要求水準書及び事業者提案書に対する実施状況は、おおむね審査項目に基づき適切に実施されている。一部の項目については、事業の実績や結果をふまえたものとするため、令和2年度以降に実施が予定されている。

「△（令和2年度以降に実施予定）」及び「×（未達成）」となっている主な審査項目については、次のとおりである。

また、これらの審査項目に関する各委員からの主な意見は、次のとおりである。

審査項目（案）	主な意見と今後の方針
• 合併処理浄化槽の設置状況（年度別設置目標数に対する達成状況等）について	• 設置目標基数に達していない理由は、転換にメリットを感じていない方が依然と多いところにある。メリットを感じない理由としては、単独処理浄化槽の維持管理費が合併処理浄化槽に比べ安いという状況がある中で、さらに単独処理浄化槽も浄化槽であるので現状に困っていない、本体が壊れる以外は特に切り替える必要性を感じていないなどの現状がある。

審査項目（案）	主な意見と今後の方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標設置基数と実際の設置基数の差異の課題は、計画期間内での累計設置基数の変更は困難であるので、当初計画にある年度別設置計画基数の年度間補正による平準化を行うなどの計画達成に向けた見直し案を次年度以降に市とSPCで検討を行う。 ・ 設置状況の傾向と対策を分析してはどうか。 ・ SPC構成事業者の従業員の高齢化等により、施工業者のキャパが減少傾向にあるので、新たな課題として取り組む。
<p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転換割合が目標の3割に達していない状況は、設置目標基数同様の現状と課題がある。特に単独から合併に転換する場合は、工事分担金以外にトイレ以外の水回りの配管改修費などの自己負担が相当必要となる。令和元年度より、単独転換に係る宅内配管工事費の補助事業を導入したため、転換割合は改善されつつある。 ・ 転換へのメリットをまず市民の方に知ってもらうことが必要。 ・ 増改築を行わずに、浄化槽だけを単独から合併に切り替える方は非常に少ない。目標値の3割は現実的に見合った数値か疑問であるので、例えば、想定される浄化槽設置の3パターン（新築、増改築、単なる浄化槽の入れ替え）別に目標値を再設定してはどうか。 ・ 増改築の場合は、PFIに切り替えてくれる可能性も高いので営業面を工夫してはどうか（リフォームの補助金と合わせて浄化槽を転換してもらえようように誘導する）。
<p>PFI事業の広報活動や住民への普及啓発について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の紙媒体に頼らず、テレビや動画メディア（YouTube など）を有効に使う広報活動を積極的に取り入れてはどうか。他県で制作・公開している動画も市民目線のもので参考になる。 ・ 市CATVの行政チャンネルで浄化槽事業やPFI事業を紹介したが、想像以上の反響があり、市民の方が逆にこうした行政情報を望んでいることがわかった。 ・ 自分の生活排水をそのまま流すことが水環境の悪化につながっていくことを市民の方に知っていただくことが重要。そうした啓発が転換への機運につながっていく。 ・ 営業先は絞った方が良い。まず汲取り槽を使用されている方を中心に、その層を押しあげて転換を進める目標の立て方もある。 ・ 広報活動や利用者からの聞き取りでは、結果の検証も必要。設置した動機やきっかけなどを知り、分析することで、現在の広報活動が有効なのか、それに費やすコストも財務面から見て有用性が見込めるのかが見えてくる。 ・ 広報活動や営業活動では、市民の方に当事業がSPCと市が共同

審査項目（案）	主な意見と今後の方針
	<p>して実施していることを知ってもらうための工夫が必要。SPCのキャッチコピーを音楽や動画と組み合わせる方法も有効。動画は継続性を持たせることで、より強い印象を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画（映像）を活かした広報活動をSPCと市が連携して積極的に進めていく必要がある。
合併処理浄化槽の維持管理状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、高齢化、過疎化により、浄化槽の休止や廃止が今後の大きな課題となる。特に空き家に対する浄化槽の取扱いも協議しておくこと。 ・法定検査で指摘を受けたものは設備の不具合（ブロー故障、ろ材落下など）による水質悪化が主な原因であるが、直ちに対応済である。

（２） S P Cの経営状況

本事業のSPC（株式会社三好浄化槽ネットワーク）より、令和元年度決算（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第6期）の概要について報告を受ける。評価については、SPCが通常総会で承認された議決事項であるので、当委員会は報告事項に対する評価とした。

決算資料により、令和元年度におけるSPCの財務状況としては、「健全な状況」と思われる。

SPCの健全な企業運営は、PFI事業を円滑に推進するための最も基本的かつ重要な要素である。今後、SPCは、事業の推進と財務の改善に努めるとともに、市としてもSPCの財務状況に注視していくことが必要である。

SPCの経営状況に関する各委員からの主な意見は、次のとおりである。

主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・決算書によれば、財務上はいたって健全といえるので、逆にチャンスと思われる。 ・現在の経営状況と今後の方向性を考えると、次年度以降では、広報的な経費に予算を積極的には使っても良いと思う

（３） S P Cの活動

SPCが実施した地域貢献活動等について、「モニタリング委員会」において報告を行った。令和2年度分であるが、近況報告として報告を行う。

主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に実施した河川水質検査データと、平成28年度に実施した検査データを比較してみると、特に、池田町内の採取箇所では、BOD 数値、大腸菌群数が改善され、水質の向上が数値として表れた。

(4) 本事業におけるモニタリングに関する経緯と今後の予定

項目	実施時期
令和2年度第1回モニタリング委員会	令和3年1月19日
モニタリング結果（令和元年度）報告書（概要版） のとりまとめ	令和3年2月中旬～3月中旬
市長へのモニタリング結果の報告	令和3年3月下旬
モニタリング結果（令和元年度）の公表	令和3年4月以降

(5) 【参考】関連資料

- ・資料1：三好市浄化槽市町村整備推進事業について
- ・資料2：令和元年度 P F I 事業の実施状況について
- ・資料3：実施状況に関するモニタリング（測定・評価）結果
- ・資料4：浄化槽設置状況（平成17年度～令和元年度）
- ・資料5：都道府県別汚水処理人口普及状況（令和元年度末）
- ・資料6：徳島縣市町村別汚水処理人口普及率（令和元年度末）
- ・資料7：三好市浄化槽市町村整備推進事業 P F I 事業モニタリング委員会 委員名簿
- ・